

「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）」の骨子について

1 改定の趣旨

2016（平成28）年12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。それに伴い、県は2019（平成31）年3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定した。

策定した計画が2023（令和5）年度をもって計画期間を満了することから、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりの促進」を目的とする現行計画の趣旨を継承しつつ、2023（令和5）年3月に閣議決定された国第二次再犯防止推進計画の内容や現行計画の成果や課題等を踏まえ、「神奈川県再犯防止推進計画」を改定する。

2 改定の概要

(1) 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とする。

(3) 対象区域

県内全市町村とする。

3 改定のポイント

(1) 国の第二次再犯防止推進計画を勘案

市町村の再犯防止に関する取組への支援や、市町村・国機関・民間協力者等とのネットワークの構築など、国第二次再犯防止推進計画で示された都道府県の役割を反映する。

(2) 当事者目線の反映

罪を犯し立ち直りを図る者が感じる課題や必要な支援など、当事者の目線を取り入れた計画とする。

(3) 再犯防止に向けた理解促進

地域の相談・支援窓口の担当者等に対し、再犯防止を取り巻く現状や当事者の思いについて理解促進を図り、罪を犯した者の立ち直りを支える地域社会づくりを目指す内容とする。

4 改定骨子案

(1) 計画の概要

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画の基本方針
- エ 計画の期間

(2) 本県における再犯防止を取り巻く状況

(3) 施策の展開

- ア 就労・住居の確保
 - (ア) 就労の確保
 - (イ) 住居の確保
- イ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (ア) 高齢者又は障がいのある者等への支援
 - (イ) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
- ウ 非行の防止等
 - (ア) 非行の防止等
- エ 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
 - (ア) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
- オ 民間協力者の活動の促進等
 - (ア) 民間協力者の活動の促進及び連携
 - (イ) 広報・啓発活動の推進
- カ 市町村への支援とネットワークの構築
 - (ア) 市町村への支援とネットワークの構築

(4) 計画の推進体制

(5) 資料

5 今後のスケジュール

- 令和5年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に次期計画骨子案を報告
- 11月 第3回神奈川県再犯防止推進会議において次期計画素案を報告
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に次期計画素案を報告
計画素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
- 令和6年1月 第4回神奈川県再犯防止推進会議において次期計画案を作成
- 2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に次期計画案を報告
- 3月 計画を改定